

昭和信用金庫行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

計画期間

令和 7 年4月1日～令和 12 年3月31日までの5年間

内 容

目標 1（義務目標）

- ・男性職員の育児休業の取得促進を継続的に図る。（取得率 80%以上）
- ・一人当たりの所定外労働平均時間を月 9 時間未満とする。

<対策>

- ・令和 7 年4月以降、改正育児休業法の制度内容の周知を行い、育児休暇が取得しやすい職場環境を整備します。
- ・金庫内広報誌により男性育児休業について掲載し周知いたします。
- ・ノー残業デー、業務効率化等の施策を実施し所定外労働時間削減に努めます。

目標 2

家庭の状況等に応じた配慮により働きやすい職場環境をつくる。

<対策>

育児短時間勤務制度の条件に満たない子を持つ職員の短時間勤務要請について丁寧にヒアリングを行い、対応いたします。

目標 3

時間単位年休の導入により年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

令和 7 年 4 月より時間単位年休を導入。これまでの有給休暇取得に加えて時間単位での有給休暇取得により取得促進を図り、職員の満足度向上に繋げていきます。

取得状況を確認・管理していきます。